陸上交通様式第3(日本産業規格A列4番)

国土交通大臣 殿

氏名又は名称壬生町地域公共交通会議住 所壬生町壬生甲 3841 番地 1代表者氏名会長 長田 哲平

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

令和5年9月26日付け国総地第83号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

〇 変更日

令和6年4月1日 【交通不便地域の指定期間(始期)を記載】

〇 変更箇所

表5地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【交通不便地域等の内訳】の人口と対象地区の変更

〇 変更理由

令和6年4月1日からコミュニティバスみぶーぶの運行ルート変更に伴い、 交通不便地域の変更が生じたため。

- ※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。
- ※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和5年6月16日 【令和6年〇月〇日変更】

(名称) 壬生町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本町の多くは、公共交通が存在しない地域が過半を占め、町民の移動手段については、自家用車に依存している現状である。高齢社会も年々進展している現在において、高齢者等交通弱者の移動支援を行う必要があり、交通弱者が危険を感じず、通院や買い物等の生活に必要な外出を安心して出来るよう、事業を実施する。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・本町の生活に合った、持続可能な地域公共交通を構築し、交通弱者の支援 を図る。
- ・利用者の満足度を高め、多くの方が利用する地域公共交通を目指す。

		現 状 (R4. 4~R5. 3)		目標値		
	指標			1年目 (R5.10~R6.9)	2年目 (R6.10~R7.9)	3年目 (R7.10~R8.9)
	デマンドタクシー 登録者数	6, 868 人	\rightarrow	7, 021 人	7, 174 人	7, 327 人
	町内の利用者数	7, 134 人/年 29. 4 人/日(243 日)	→	7,326 人/年 29.9 人/日(245日)	7, 387 人/年 30.4 人/日(243 日)	7,540 人/年 30.9 人/日(244 日)
	運 転 免 許 証 の 自 主 返 納 者 の 促 進	104 人/年	\rightarrow	104 人/年	104 人/年	104 人/年
'			•			

※デマンドタクシー登録者の目標値は令和4年4月から令和5年3月までの壬生町の登録者月平均が23.8人、死亡による登録抹消が月平均11人のため、登録者数は月12.8人増、年153人増で算出。

(2) 事業の効果

デマンドタクシーの運行により、町内の公共交通空白地が解消され、交通弱者の日常生活に必要な移動手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(1) デマンドタクシー利用促進について

デマンドタクシーの利用方法等について、広報誌・HPでの情報提供や、依頼に応じて老人会や町内各種団体を対象にした出前説明会を行い、利用促進を図る。(実施主体: 壬生町)

(2) 運転免許自主返納の促進について

運転免許を自主返納した町民に、デマンドタクシーの利用券を支給する。 (実施主体:壬生町)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者

表 1 を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

事業費から運行収入及び国庫補助金等を差し引いた額を壬生町で負担する。

- 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
- ・利用者数や収支について、実績をふまえ数値指標によるモニタリング・評価を実施
- 7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

- ※該当なし
- 8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

- ※該当なし
- 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

- ※該当なし
- 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】

表5を添付。

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

- ※該当なし
- 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

- (1) 事業の目標
- ※該当なし
- (2) 事業の効果
- ※該当なし
- 13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式 車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
 - ※該当なし
- 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における 収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

- ※該当なし
- 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

- ※該当なし
- 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

- (1) 事業の目標
- ※該当なし
- (2) 事業の効果
- ※該当なし
- 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
- ※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 25 年 6 月 3 日 平成 25 年度第 1 回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。
- ・平成 26 年 6 月 4 日 平成 26 年度第 1 回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。
- ・平成27年5月29日 平成27年度第1回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。
- ・平成28年1月26日 平成27年度第2回壬生町地域公共交通会議を開催し、試験運行結果に基づく本格運行(案)について、承認を受ける。
- ・平成 28 年 5 月 27 日 平成 28 年度第 1 回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。
- ・平成 29 年 5 月 26 日 平成 29 年度第 1 回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。
- ・平成30年5月29日 平成30年度第1回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。
- ・令和元年 5月30日 令和元年度第1回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保 維持改善計画の承認を受ける。
- ・令和2年2月19日 令和元年度第3回壬生町地域公共交通会議を開催し、既存デマンドタクシー運行料金変更及び協力事業者変更の承認を受ける。
- ・令和2年5月28日 令和2年度第1回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保 維持改善計画の承認を受ける。
- ・令和3年5月26日 令和3年度第1回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。
- ・令和4年1月26日 令和3年度第5回壬生町地域公共交通会議を開催し、乗継スポット 新設の承認を受ける。
- ・令和4年6月16日 令和4年度第1回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保 維持改善計画の承認を受ける。
- ・令和5年5月31日 令和5年度第1回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。
- ・ 令和6年1月26日 令和5年度第3回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。

19. 利用者等の意見の反映状況

- ○アンケート等について
- ・平成23年10月 町内7,000人を対象に、地域公共交通に関するアンケート調査を実施
- ・平成 23 年 10 月 地域公共交通に関する利用者アンケートをスーパーマーケット等で実施
- ・平成24年2月 壬生町地域公共交通総合連携計画について、にパブリックコメントを実施
- ・平成25年11月 利用登録者500人を対象に、利用満足度に関するアンケートを実施
- ・平成 26 年 12 月 利用登録者 300 人を対象に、利用満足度に関するアンケートを実施
- ・平成31年2月 本町在住の18歳以上の方の中から500人を対象に、利用満足度に関するアンケートを実施
- ・令和2年10月 本町在住の18歳以上の方の中から1,000人を対象に町内の公共交通のありかたに関するアンケートを実施

○地域住民及び利用者代表として、自治会連合会や老人クラブ、女性会等の代表が地域公共交通会議の構成員となっており、毎年開催する会議での意見を事業運営に反映している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 栃木県下都賀郡壬生町壬生甲 3841-1

(所 属) 総務部 総合政策課 企画調整係

(氏 名) 六本木 亮

(電話) 0282-81-1813

(e-mail) sougo@town.mibu.lg.jp

注意: 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

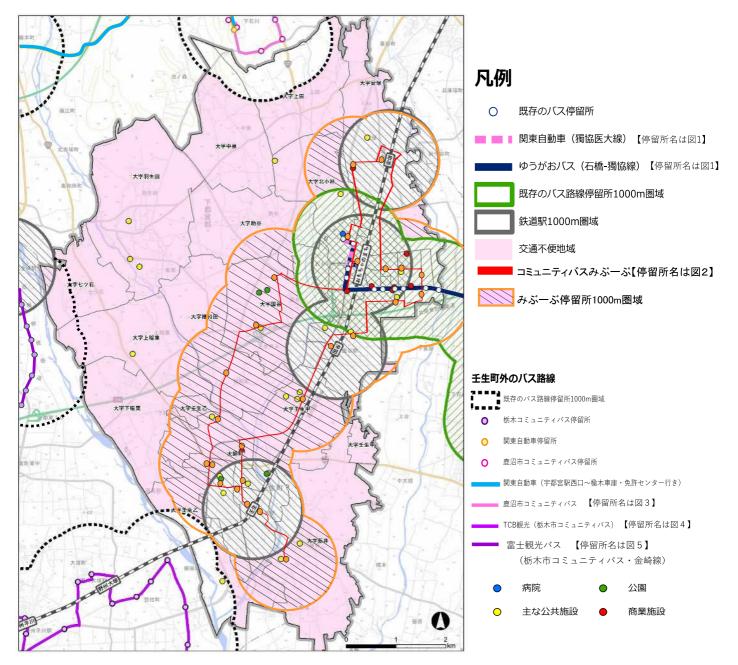
実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

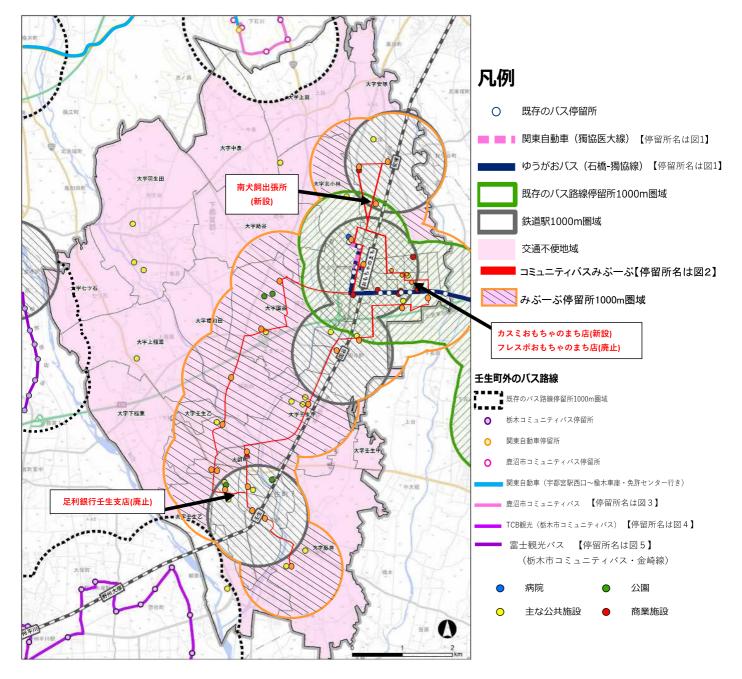
町内公共交通ルートと交通不便地域位置図

隣接する栃木市にある東武金崎駅(東部日光線)及び栃木市コミュニティバス(金崎線)は、栃木市との境界に川があり、また橋もないため住民利用の想定はなし



町内公共交通ルートと交通不便地域位置図

隣接する栃木市にある東武金崎駅(東部日光線)及び栃木市コミュニティバス(金崎線)は、栃木市との境界に川があり、また橋もないため住民利用の想定はなし



変更前

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	19,458
交通不便地域等	6,797

交通不便地域等の内訳

<u> </u>	X-0-3/ () 4/ 10/ (-	
	人口	対象地区	根拠法
	6,797	壬生町全域(東武鉄道安塚駅・おもちゃのまち駅・国谷駅・壬生駅及び関東自動車(株)獨協医科大学病院〜おもちゃのまち駅線、(株)ティ・エイチ・エス 壬生町コミュニティバス「みぶーぶ」町内循環線・壬生高線、栃木市コミュニティバス「ふれあいバス」大宮国府線・金崎線、鹿沼市コミュニティバス「リーバス」運転免許センター線の停留所から半径1キロ以内を除く)	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定 年月日及び

特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
壬生町地域公共交通計画	R4.3.30	

(1)記載要領

- 1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
- 2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
- 5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と 記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運 輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
- 6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。 (ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

変更後

(単位:人)

	(ギロ・ハ/
	人口
人口集中地区以外	19,458
交通不便地域等	6,505

交通不便地域等の内訳

(四个使地域等の内部 ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー				
人口	対象地区	根拠法		
	壬生町全域(東武鉄道安塚駅・おもちゃのまち駅・国谷駅・壬生駅及び関東自動車(株)獨協協駅科大学病院〜おもちゃのまち駅線、(株)ティ・エイチ・エス 壬生町コミュニティバス「みぶーぶ」町内循環線・壬生高線、栃木市コミュニティバス「シれあいバス」大宮国府線・金崎線、鹿沼市コミュニティバス「リーバス」運転免許センター線の停留所から半径1キロ以内を除く)	局長指定		

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定 年月日及び

特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
壬生町地域公共交通計画	R4.3.30	

(1)記載要領

- 1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
- 2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
- 5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
- 6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。 (ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)